破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６８号
宮崎県延岡市出北５丁目15番30―102号　日江田アパート
債務者　甲斐　政美
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月４日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第２０８号
千葉県流山市向小金２丁目222番地の22　マドレーヌ南柏205
債務者　熊倉　　愛
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２６３号
千葉県松戸市稔台１丁目８番地の10　サトーピア307号
債務者　阿高　浩憲
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２８０号
千葉県柏市布施新町３丁目10番３号
債務者　山田　博一
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３３８号
千葉県柏市豊四季520番地35　ニュー白山荘103号
債務者　サカグチ　ヨランダ　エバルドラサ
1　決定年月日時　平成27年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３７６号
千葉県柏市豊住４丁目３番６号
債務者　松本登志子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３７８号
千葉県松戸市小根本91番地の１　クィーンシティ松戸104号
債務者　星野けさ子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３９６号
千葉県柏市加賀２丁目29番１―103号
債務者　八巻　容子
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３８６号
兵庫県西宮市甲陽園東山町11番４号
債務者　ゼーゲルコーンこと　加藤　俊夫
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４２５号
兵庫県尼崎市潮江５丁目１番20―908号
債務者　横山　吉紀
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４４２号
兵庫県尼崎市琴浦町44番地　琴浦マンション201号
債務者　本部　武志
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５５号
兵庫県淡路市生穂2301番地
債務者　島本　忠勝
1　決定年月日時　平成27年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第６５号
山口県防府市岩畠２丁目９番15号レオネクスト岩畠西106
債務者　山縣　芽衣（旧姓吉本）
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第７１号
山口県宇部市風呂ヶ迫町１番７―103号風呂ヶ迫市営住宅
債務者　渡邉　友里
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第７２号
山口県宇部市則貞１丁目10番５―１号サンキハイツ
債務者　網重　保一
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第７３号
山口県宇部市則貞１丁目10番５―１号サンキハイツ
債務者　網重　初美
1　決定年月日時　平成27年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第４０５号
北九州市小倉南区富士見１丁目６番６号(201)
債務者　角瀬　哲也
1　決定年月日時　平成27年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月５日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部